

平成 27 年 12 月 22 日

プロパティエージェント株式会社

代表取締役社長 中西 聖

問合せ先： 経営統括部 03-6302-3627

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の健全性及び透明性を高めるため、的確な意思決定・業務執行・監督が機能する経営体制を構築し、企業価値向上を目指すことを、コーポレート・ガバナンスの基本方針としております。

また、社会的信頼に応え、誠実な企業運営を行い、持続的な成長及び発展を遂げることが重要であると考え、更なるコーポレート・ガバナンスの充実・強化に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

基本原則の全てを実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
中西 聖	1,172,800	97.7%
野呂田 義尚	18,000	1.5%
村田 貴志	4,600	0.4%
大口 功	4,600	0.4%

支配株主名	中西 聖
-------	------

親会社名	—
------	---

親会社の上場取引所	—
-----------	---

補足説明

特になし

3. 企業属性

上場予定市場区分	JASDAQ
決算期	3月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主と取引を行なう際は、その必要性を踏まえ、取引の合理性と条件の適切性の観点から取締役会承認事項とし、少数株主に不利益が被ることがないようにいたします。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
小野 卓	他の会社の出身者												

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小野 卓	○	該当事項はありません。	上場大手商社グループにおいて取締役等を歴任しており、経営全般に関する相当程度の知識を有しているため、これを当社の経営に活かしていただくために要請したものであります。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	—
----------------------------	---

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名

監査役の人数	3名
--------	----

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人（新日本有限責任監査法人）から事前に監査計画の説明を受け、四半期に一度監査実施報告を受けるほか、会計監査上の重要な点などを適時的確に把握するため、必要に応じて意見交換を行なうなどの連携を図っております。

内部監査担当は、内部監査の実施状況及び実施結果について、内部監査実施の都度監査役に報告している他、日頃より意見交換を行なうなどして、経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要事項については、速やかに監査役に報告することとしております。

監査役、会計監査人、内部監査担当は、四半期に一度三様監査会を開催し、各監査の情報交換を行なうことにより、緊密な連携を保ち、効率的かつ効果的な監査の実現に努めております。

上記の他、常勤監査役は、代表取締役社長との定期的な意見交換会や管理部門管掌取締役等との定期的な面談を開催し、情報交換を密に行なっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
長島 良一	他の会社の出身者													
大津 広一	他の会社の出身者													
向後 純一	他の会社の出身者													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m.その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
長島 良一	○	該当事項はありません。	経営管理部門を中心とした職務を経験し、前職において取締役及び監査役等を歴任しており、財務・会計並びに会社法実務等に関する相当程度の知識を有しているため、これを当社の監査に反映していただくために要請したものであります。
大津 広一	○	該当事項はありません。	金融系の事業会社を中心とした職務を経験し、自らが代表取締役を務める経営コンサルティング会社を経営しており、財務・会計に関する相当程度の知識を有しているため、これを当社の監査に反映していただくために要請したものであります。
向後 純一	○	該当事項はありません。	上場大手不動産会社グループにおいて要職、役員を歴任しており、不動産業に関する相当程度の知識を有しているため、これを当社の監査に反映していただくために要請したものであります。

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外取締役、社外監査役のすべてを独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

業績及び企業価値向上に対する意欲を高めることを目的として、第1回新株予約権（ストックオプション）を付与しております。
--

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

取締役や従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めること、株主価値向上を意識した事業運営を行うこと等を目的に、第1回新株予約権（ストックオプション）を付与しております。 付与対象者は、原則当社勤続1年以上の従業員（非正規雇用、派遣社員、アルバイトを除く）とし、役職に応じて割当を行っております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上のものが存在していないため、個別の報酬開示は実施しておりません。取締役の報酬は、総額にて開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内において決定しております。各取締役の報酬額は、取締役会の決議により決定しております。
--

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

業務執行の詳細については、経営統括部担当役員が社外取締役及び社外監査役に、監査業務に係る事項
--

については、常勤監査役が社外監査役にそれぞれ説明等を行い、社外取締役及び社外監査役との連携を密に取ることで、経営参画および監査機能の発揮のサポートを行なう体制となっております。また、取締役会資料のうち、事前の検討が必要と考えられるものは、事前配布の実施や事前説明の実施等を行なうなど、社外役員が十分に検討できる時間を確保できるようにしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は企業統治の体制として、取締役会、監査役会を設置しております。

(取締役会・取締役)

取締役会は、取締役6名で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務執行を監督する権限を有しております。取締役のうち1名は社外取締役であり、幅広い経験に基づいた的確な経営意思決定と社外からの経営監視を可能とする体制を構築しております。

(監査役会・監査役)

監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名で構成されており、全員が社外監査役であります。ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常活動の監査を行っております。監査役は他の企業の役員や米国公認会計士、上場企業の要職経験者から構成され、幅広い知見により経営監視をすることとしております。

監査役は、株主総会・取締役会への出席、経営会議等の社内重要会議への出席を通して取締役の職務執行を監督し、監査役会において課題についての協議を行うのみならず、監査法人による会計監査、内部監査との監査連携を図り、日常的に取締役・従業員からの報告やヒアリングを通して、実効性のあるモニタリングに取り組んでおります。

(経営会議)

取締役会、監査役会の他に会社の重要な会議体として、経営会議を開催しております。

経営会議は、取締役、常勤監査役、各部部长、社長室室長で構成され、原則毎月1回開催し、重要な業務の執行方針及びその他経営に関する重要事項について、各部門の多角的な視点をもって審議を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

会社の規模に応じた、監督・監視機能を備えた上での機動性ある効率的経営が実施可能な体制として、上記体制を選択しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	今後の決算早期化とともに招集通知の早期作成、早期発送の取組に鋭意努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	会社の現状と今後の方針等を広く株主の方々に知っていただくため、できるだけ多くの株主にご参加いただけるよう日程を考慮して株主総会を設定してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	現在具体的な検討は行なっておりませんが、今後に向け、利用可能なインフラの調査等を実施し、導入の方向性を検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	現在具体的な検討は行なっておりませんが、今後、調査・検討を行ってまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	現在具体的な検討は行なっておりませんが、今後、調査・検討を行ってまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにIRサイトを開設し、そのサイト内で開示することを検討しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	現在具体的な検討は行なっておりませんが、広く会社の現状や今後の方針を知っていただくため、事業の報告や発表の場を設けたいと考えております。	有り
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	定期的に事業の報告や発表の場を設けたいと考えております。	有り
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現在具体的な検討は行なっておりませんが、株主の属性や今後の会社の海外における事業展開等を考慮しながら、検討してまいります。	未定
IR資料をホームページ掲載	当社ホームページにIRサイトを開設し、適時開示資料等を掲載していく予定です。	

IRに関する部署(担当者)の設置	現在経営統括部にてIRを担当する予定としておりますが、事業規模、IRの充実のため、必要に応じて専任部署を設置することを検討してまいります。
------------------	---

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、ステークホルダーに対して、会社が発展、存続することが最大の還元であると考えております。会社の発展、存続の大前提として、コンプライアンス体制の強化・推進が必要不可欠なものと認識し、「コンプライアンス規程」、「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、定期的なマニュアルの読み合わせ等を通して、社内への周知徹底を図っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、ステークホルダーに対する適時適切な情報開示を重要事項として認識し、「コンプライアンス・マニュアル」に適時適切な情報開示の実施を規定するとともに、担当部署に周知徹底しております。 当社は、「適時開示資料等管理マニュアル」を作成し、適時開示の目的、開示手続等を明確にしております。また、適時開示情報につきましては、適時開示後、当社ホームページでの掲載や必要に応じての説明会の実施等により、適時適切な情報開示に努めてまいります。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

<p>1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</p> <p>(1) 取締役は、会社経営に関する重要事項及び職務の執行状況を取締役に報告して情報共有を図り、それに関する意見を交換することにより、取締役会による取締役の職務の執行の監督を充実させる。</p> <p>(2) 取締役会は、取締役会規程及び決裁権限規程に従い取締役会に付議された議案が、十分審議される体制をとり、会社の業務執行に関する意思決定が法令及び定款に適合することを確保する。</p> <p>(3) コンプライアンス規程及びコンプライアンス・マニュアルを遵守し、内部通報制度の運用により、法令定款違反行為を未然に防止し、必要に応じて、外部の専門家を起用し法令遵守の研修を行い、コンプライアンス体制の確立に向けて取締役が率先して行動する。</p> <p>(4) 取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告するなど、相互牽制の効いたガバナンス体制とする。</p> <p>(5) 監査基準及び監査計画に基づき、監査役は、取締役の職務の執行状況を監査する。</p> <p>(6) 特に、反社会的勢力との関係については取締役自らが襟を正し、これを排除する。</p> <p>2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制</p>
--

- (1) 文書の作成、保存及び管理等に関する基本的事項を文書管理規程に定め、法令により義務付けられている重要な書類も含め各種書類の管理を行う。
- (2) 株主総会議事録、取締役会議事録及び稟議書は、適時適正に作成するとともに、保管場所を明示して閲覧可能とし、取締役の職務の執行の証跡とする。
- (3) 情報の不正使用及び漏洩防止のためのシステムを確立し、適切に情報セキュリティを推進する。
- (4) 文書の作成、保存及び管理等の状況について、監査役の監査を受ける。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 業務分掌規程に基づき、各部署において、当社の経営に重大な影響を与えると予見されるリスクを全社的リスクとして要因別（内部要因・外部要因）に捉え対応策を設定するとともに、業務執行プロセスにおけるリスクを認識・把握し、これらリスクの回避策を作成する。
- (2) 特に、不測の危機が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、損害の拡大を防止しこれを最小限に止めることとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会を月一回定期的開催のほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、重要事項に係る意思決定を機動的に行うことにより、取締役の職務の執行の効率性を図るのみならず、取締役は相互にその効率性の監督を行う。
- (2) 取締役会の決定に基づく職務の執行については、組織規程、業務分掌規程及び決裁権限規程を遵守し、それぞれの責任者、その責任範囲及び執行手続きの詳細について定める他、常時閲覧可能とし、効率的に職務の執行が行なえる体制を確保する。
- (3) 事業の運営においては、将来の事業環境に対する予測を踏まえた中期経営計画を立案し、これに基づく全社的な予算並びに目標を設定の上、取締役はこれに則して職務を執行することにより、効率的に職務を執行するものとする。また、状況を踏まえ、適宜予算並びに目標の修正等を行なうことにより、効率性を確保する。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンス規程及びコンプライアンス・マニュアルを遵守し、内部通報制度を周知徹底することにより、社員の法令違反の通報等が、当該社員に不利益が生じることなく行える体制とする。
- (2) 必要に応じて、外部の専門家を起用し、法令及び定款違反行為に及ぶ恐れのある事象を事前に相談する等、社内で未然に防止する体制とする。
- (3) 反社会的勢力への対応は、反社会的勢力対応細則を遵守し、不当要求などの被害を防止する体制とする。
- (4) 内部監査担当が定期的に行う各部門監査の中で法令及び定款遵守状況に関する監査を行い、その実効性を確認し、必要に応じて改善指示を行うこととする。
- (5) 監査役は当社の法令及び定款遵守体制の運用に問題があると認めるときは、担当取締役もしく

は取締役会へ意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができることとする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役から補助使用人の設置を求められた場合は、取締役会は監査役と協議の上、管理部門に在籍する使用人の中から補助使用人を任命し、補助に当たらせる。

7. 補助使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 補助使用人が設置された場合は、当該補助使用人の業務執行部門からの独立性に配慮することとする。
- (2) 補助使用人の評価は監査役が行い、当該使用人の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、所属部門長と監査役による協議の上、取締役会が決定するものとする。
- (3) 当該使用人の懲戒等に関しては、あらかじめ監査役会の承諾を得るものとする。

8. 補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

補助使用人への指揮命令権は監査役に帰属するものとし、取締役の指揮・命令は受けないものとする。

9. 監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、法令に従い直ちに監査役に報告する。
- (2) 監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握するため、取締役会及び重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な契約書等を見直し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることができることとする。

10. 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に報告をしたことを理由として、当該報告者が不利益な取扱いを受けないよう、当該報告者を保護する内部通報規程を整備する。また、報告を行なったことを理由として、当該報告者が不利益な取扱いを受けていることが判明した場合は、規程等に従い不利益な取扱いを除去するために速やかに適切な措置を講じる。

11. 監査役の仕事の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該仕事の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その仕事の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の仕事の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

12. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、当社の会計監査人より会計監査内容について説明を受けるとともに、情報交換を適宜行い、連携を図っていくこととする。
- (2) 監査役は、実効性確保のため内部監査担当との連携を図り、日ごろより意見交換を行い、監査の効率性を高めることとする。
- (3) 監査役は、代表取締役社長との定期的な意見交換会、管理部門管掌取締役等との定期的な面談を開催する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、反社会的勢力との関係を遮断すること及び反社会的勢力からの不当な要求による被害を防止することを目的として、反社会的勢力対応細則を整備し、経営統括部を対応統括部署として外部の専門機関、顧問弁護士等との連携をとる体制を整備しております。また、反社会的勢力排除の社内への周知、徹底のため、コンプライアンスに関する社員研修等を適宜実施しております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

該当項目に関する補足説明

該当なし

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は企業統治の体制として、取締役会、監査役会を設置しております。

①取締役会

当社の取締役会は、取締役6名で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務執行を監督する権限を有しております。取締役のうち1名は、社外取締役であり、幅広い経験に基づいた的確な経営意思決定と社外からの経営監視を可能とする体制としております。

②監査役会

会社法関連法令に基づく監査役会設置会社制を採用しております。監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名で構成されており、全員が社外監査役であります。ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常活動の監査を行っております。監査役は米国公認会計士や上場企業の取締役、要職の経験者などから構成され、幅広い知見により経営監視をすることとしております。

監査役は、株主総会・取締役会への出席、経営会議等の社内重要会議への出席を通して取締役の職務執行を監督し、監査役会において課題についての協議を行うのみならず、監査法人による会計監査、内

部監査との監査連携を図り、日常的に取締役・従業員からの報告やヒアリングを通して、実効性のあるモニタリングに取り組んでおります。

・ 経営会議

経営会議は、取締役、常勤監査役、各部部长、社長室室長で構成され、原則毎月 1 回開催し、重要な業務の執行方針及びその他経営に関する重要事項について、各部門の多角的な視点をもって審議を行っております。

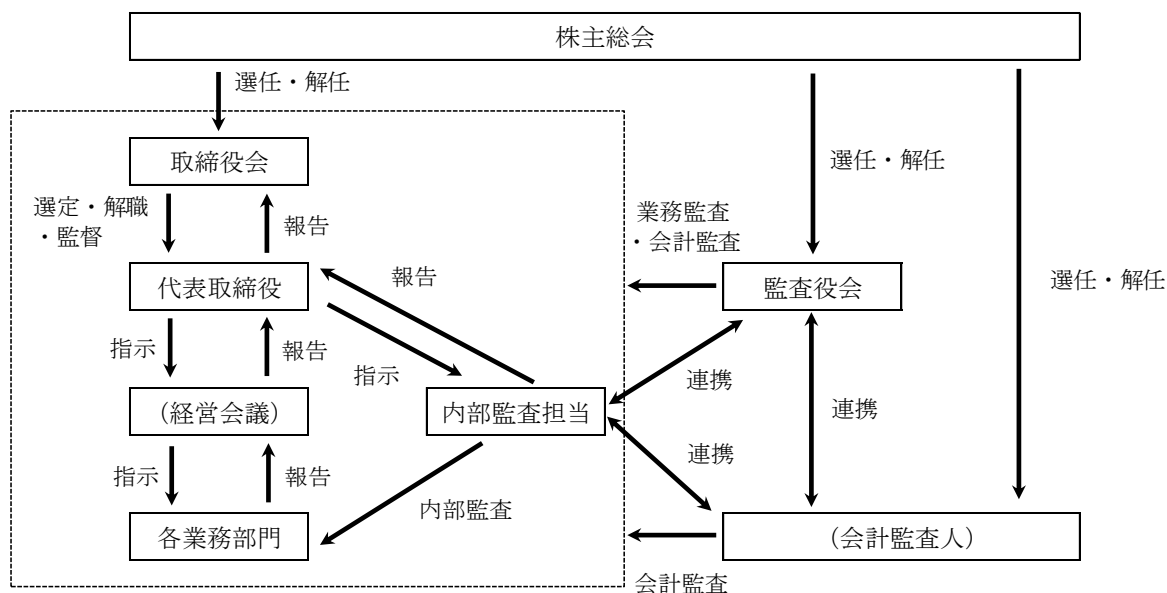
・ 適時開示体制

当社では、適時開示の担当部署を経営統括部と定め、情報取扱責任者を経営統括部部长とすることにより、情報の一元管理体制と適時開示体制を整備しております。また、情報の一元管理により情報の取扱いが担当部署である経営統括部に限定されていることに加え、経営統括部において適切な情報管理及び適時適切な情報開示を行うため、「適時開示資料等管理マニュアル」といったマニュアル等の整備も実施しております。

経営統括部では、取締役会決議予定案件の取りまとめを行っており、決議予定案件について、有価証券上場規程による開示有無の確認を行い、その開示有無の判断過程と結果の報告を代表取締役社長及び情報取扱責任者に行っております。開示の必要有と判断された事項につきましては、取締役会決議の後、監査役に開示有無に関する意見陳述を求めた上、適時に開示することとなっております。

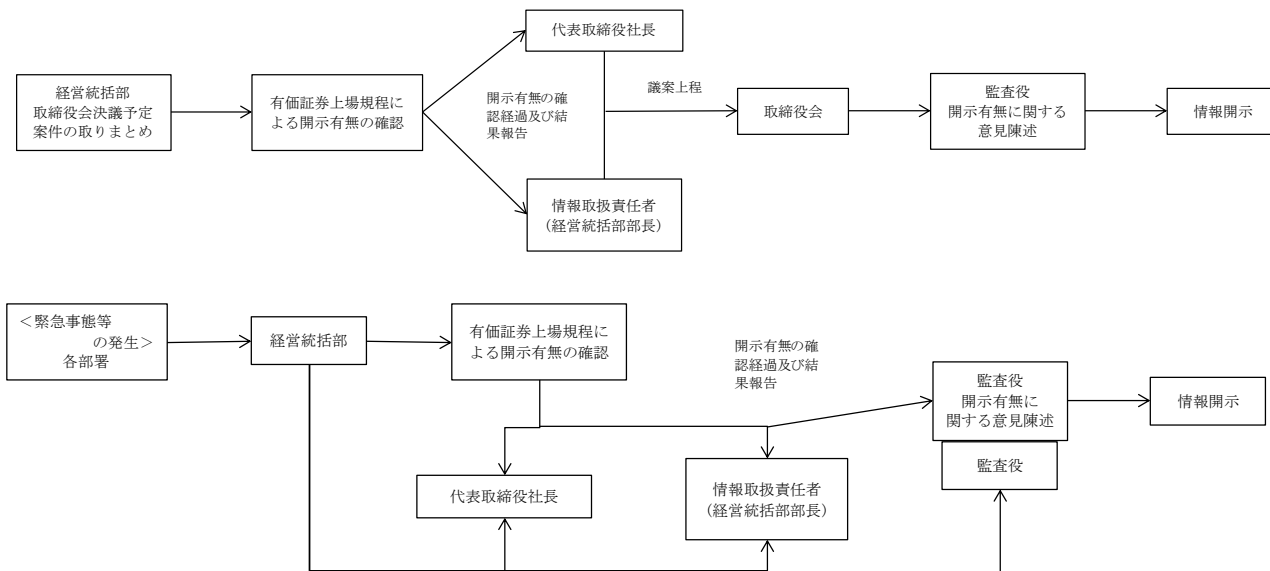
また、各部署における緊急事態の発生につきましても、経営統括部に報告されることとなっており、その開示有無の判断過程と結果の報告を代表取締役社長及び情報取扱責任者に行い、代表取締役社長及び情報取扱責任者の最終判断のもと、監査役に開示有無に関する意見陳述を求めた上、適時に開示することとなっております。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】

< 決定事実・決算に関する情報等 >



以上